

どうとう、10号!!

るみて

# くるみん通信

Oita

vol.10

2015年9月発行

《発行》厚生労働省  
 大分労働局雇用均等室  
 〒870-0037  
 大分市東春日町17番20号  
 大分第2ソフィアプラザビル4F  
 TEL 097(532)4025  
 FAX 097(537)1240  
<http://oita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



発行10回目を迎えました  
 これからもよろしくお願ひします!

今号のくるみん通信から、県内の大学・高校へも配布させていただくこととなりました。未来の社会人となる学生さん達にも、「くるみん」や、各企業において取り組んでおられる「両立支援制度」について、知っていただく機会になればと思っています。

初めての方へ はじめまして、くるみんです!

「くるみん」とは? ・次世代法において厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定した企業だけが使用できるマークです。

「次世代法」とは? ・少子化対策のひとつとして、平成17年に施行された法律です。地方公共団体や企業がそれぞれ子供を産み育てやすい環境づくりに取り組むことを求めています。

くるみん認定企業の他にも、各自、行動計画を策定し働きやすい環境づくりに取り組んでおられる企業があり、計画を公表されている企業もあります!



## 一般事業主行動計画の届出・認定の状況

まずはチェック!

一般事業主行動計画の届出企業数  
 全国・・・60,404社 大分県内・・・698社

認定企業数  
 全国・・・2,255社 大分県内・・・20社(23件)

九州・沖縄8県中3位  
 (※平成27年7月末現在)

大分県内の認定企業 (認定取得順)

	企業名	所在地	認定年
1	株式会社トキハ	大分市	平成19年
2	社会福祉法人安岐の郷 (2回取得)	国東市	平成22年 平成24年
3	医療法人社団恵愛会 大分中村病院	大分市	平成22年
4	株式会社大分銀行 (2回取得)	大分市	平成22年 平成27年
5	株式会社日豊ケアサービス (2回取得)	豊後高田市	平成23年 平成26年
6	国立大学法人大分大学	大分市	平成23年
7	社会医療法人敬和会 大分岡病院	大分市	平成23年
8	医療法人聖陵会 聖陵岩里病院	日田市	平成23年
9	フドーキン醤油株式会社	臼杵市	平成24年
10	医療法人明徳会 佐藤第一病院	宇佐市	平成25年
11	社会福祉法人太陽の家	別府市	平成25年
12	九州東芝エンジニアリング株式会社	大分市	平成26年
13	西日本電線株式会社	大分市	平成26年
14	医療法人恵愛会 中村病院	別府市	平成26年
15	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	大分市	平成26年
16	株式会社明林堂書店	別府市	平成27年
17	社会福祉法人宇水会	宇佐市	平成27年
18	富士醤油株式会社	臼杵市	平成27年
19	大分県農業協同組合	大分市	平成27年
20	社会福祉法人みずほ厚生センター	臼杵市	平成27年

るみて

「社会福祉法人みずほ厚生センター」さんが、県内で20社目となる認定企業になったみん!

New!



模擬相談の様子

# インターンシップが開催されました。



大分労働局では8月24日から28日までの5日間、学生さんに就業体験をしていただくインターンシップを開催しました。学生さんは大分局管内の各機関や各部署を訪問し、それぞれの具体的な役割や業務内容について説明を受けた上で実際の業務も体験されています。

雇用均等室では8月27日に4名の学生を迎え、①労働者からの模擬相談（マタハラ）を体験していただき、②就職してからどういう働き方をしたいか、男性の育児へのかかわりについてどう思うかを討論し、その後「くるみん通信 VOL.10」の編集にも携わっていただきました。

## インターンシップの感想



・女性の社会進出について今回いろんなお話を聞いて良かったです。セクハラやマタハラ、育児休暇や出産後の社会復帰など多くの問題がありますが、問題解決に向けて動いている機関があるというのはとても心強いと思いました。私も将来、育児に励みながら仕事をしていきたいと思っているので今回聞いたお話を参考にしながら仕事選びをしたいです。また、女性だけでなく男性も積極的に育児に参加しやすい社会、女性も仕事を続けやすい社会になればいいと思います。(H.N)

## サンキュー産休



・育児休暇はなかなか取れないのが実情だと云うことを、実際に模擬面談をすることで実感する貴重な体験をすることができた。近年、少子高齢化が進み、子供の出生率に不安をおぼえる中、マタニティハラスメントなど子供を産むことに不安を感じる材料があることはこれから子育てを考えている方を躊躇させるやもしれないので、私たちが将来結婚することも考えると、今からでも育児について前向きな企業が増えるように働きかけてくれることを期待しています。(H.A)

## イクメンのこれから



・今回話を聞いて、自分が結婚したときに妻と協力して育児をするというイクメンについて初めて具体的に考えました。自分は今まで育児に夫が仕事を休んでまで参加するという考えを持っていなかったもので、大変良い経験になりました。しかしながら、自分はまだ結婚をしていないので具体的な考えを持つことは出来ませんから、現時点では子育てに夫が仕事を休んでまで参加することに対して違和感のようなものを感じています。ですが、これからの日本社会には女性の労働力は必要となってくるでしょうし、女性に育児を全て任せるのは女性にとって負担となるので、仕事に参加してくれる女性のためにも男性も育児や家事に携わり、女性の負担を減らしてあげるべきであろうという考えをもっていかなければならないのではないと感じました。(H.Y)



討論の様子

## 将来にむけて・・・



・今回の体験を経て、今後の働き方について深く考えました。私は基本的には仕事に集中したいと考えていますが、結婚した後、妻が働きたいという意思があればその意思を尊重して自分も積極的に育児に参加しようと思っています。そのためには、育児休暇を取りやすい職場環境であることが必須であると思うので、今後の日本では企業が育児休暇に前向きな姿勢を示すことが求められるのではないかと思います。(Y.A)

平成 27 年 7 月 13 日、社会福祉法人みずほ厚生センターさんが新たに認定を受け、改正次世代法が施行されて 2 回目となる認定書授与式が大分労働局にて行われました。

みずほ厚生センターさんからは大塚悦子施設長にご臨席いただき、大分労働局長から認定書が授与されました。

8 月 4 日

くるみん認定授与式



(大分労働局長)  
南保昌孝

(みずほ厚生センター)  
大塚施設長

### <みずほ厚生センターさんの取組>

- 男性の育児休業取得者 1 名
- 出産・育児をしながら働く男女職員に向け、休業からの復職や短時間正職員制度にかかる相談窓口を設置。またちらしの掲示や、会議でも、これらの制度について取り上げるなど周知を行いました。
- 子ども誕生前後の父親の休暇取得を促進。実際に男性取得者も出ました。



(雇用均等室長) 藤原幹大

くるみん、3Dにも  
なっちゃったみん♪均等  
室に見に来てね♪



## 局長日記

以前私が勤務していた課は、私を含めて職員

七名、非常勤一名と非常に小さな課でした。子育て世代が数名いるのですが、みなさん配偶者の方は常勤で勤務されている方でした。一月から三月上旬は、課の業務として海外出張が続く時期にあたり、一時期に二、三名が海外出張中などということもあります。また、この時期は、インフルエンザ、ノロウイルスなども流行する時期にあたります。

お子さんが急な発熱で子育て世代がほぼ同じ時期に「お迎え」に行かなければならなくなったり、どうしても日中の面倒を見なくてはならなくなったり、更には、数日後、本人が発症したりと、業務を遂行する立場から「うっ・・・」となる場面が数回ありました。本人たちは、課内の状況を知っているのですが、おそろおそろ迎えに行ってもいいかと伺いを立てざるを得ない状況でした。これは非常に不幸なことですが、ただこの時期、海外出張に数名出していたこともあり、どうしても人繰りがつかずに配偶者の方と調整をして頂いて事なきを得たなんてことがありました。「心配しないで、任せといてー」と言えなくて不甲斐ない思いをしたのと、次に必要な時にちゃんと言ってくれるのだからかと心配になってしまいました。このようなことは小さい組織ではよく起こりうることです。もっと全体で対応できるようにキッチンとシミュレーションしておく必要がありますね。

緊急速報

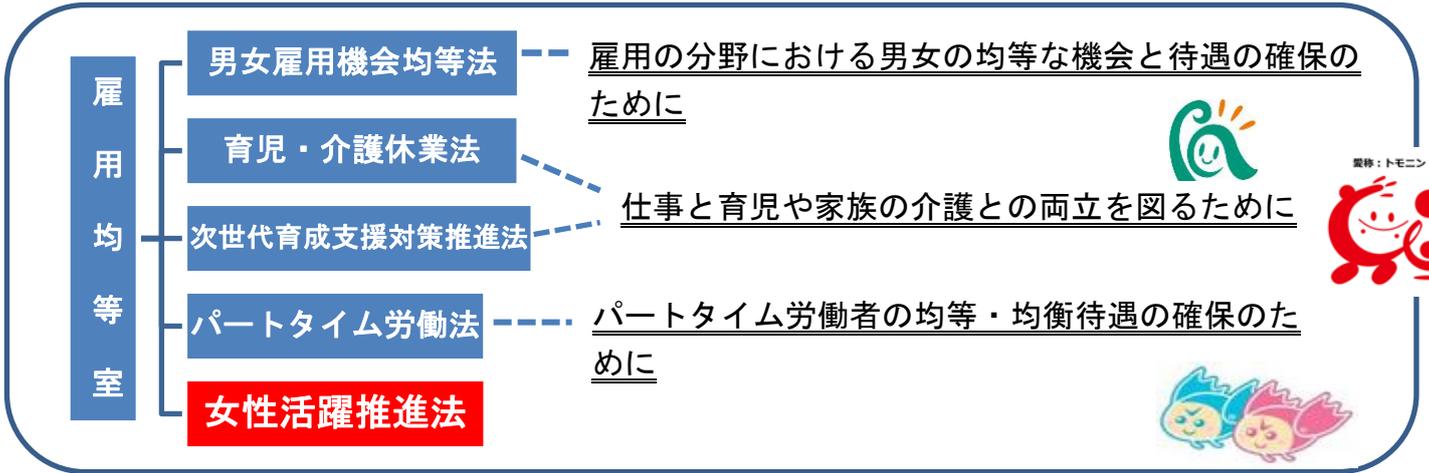
# 新たな法律が成立しました！ 女性活躍推進法とは

4コマ漫画はお休みです。次回にご期待ください！



雇用均等室では、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」、「パートタイム労働法」を施行しており、これらの法律の履行確保や周知・徹底等を行っています。

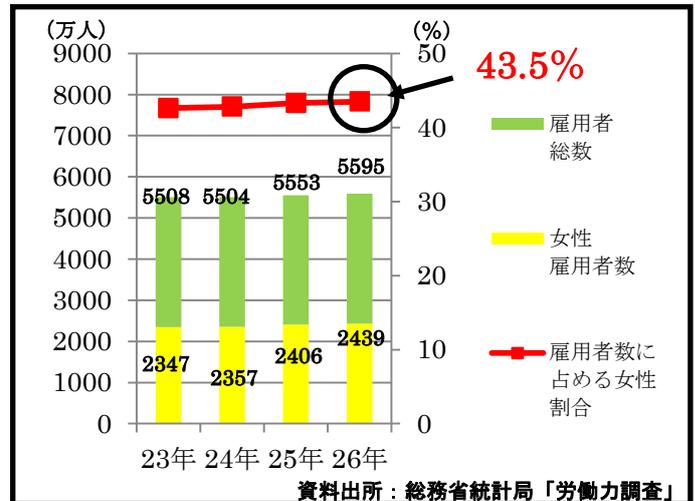
さらに今回、新たに女性の職場における活躍を推進する「女性活躍推進法」が成立しました。



## 【女性活躍推進法とは】

我が国の女性の就業率は年々増加し、**43.5%** 雇用者全体の **4割** を占めています。

しかし、役職別管理職における女性の割合は **11.3%**（平成26年）と世界でも低い水準であるため、女性が個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍することで男女の人権の尊重、急速な少子高齢化など、その他社会経情勢の変化に対応できる豊かな社会の実現を目的としています。



301人以上の労働者を雇用する事業主は、自社の女性の活躍状況の把握と課題分析を行い、目標を設定し計画の届出及び公表が必要になります。

## 《雇用均等室では、相談を受け付けています》

各法律において、労働者やその家族、学生、事業主の方々からの相談を受け付けるとともに相談内容から法律違反が疑われる場合や適切な雇用管理がなされていないと考えられる場合は事業主から事情を聴き、法違反があれば是正するよう指導しています。

相談は無料で行っています。お気軽にご相談ください。



**大分労働局 雇用均等室 TEL:097-532-4025**